

## 関東防災連絡会 運営要領

## (目的)

## 第 1 条

首都直下地震をはじめとする広域かつ大規模な災害が発生したとき、防災関係機関による連携した災害対応を効果的に推進できるよう、災害時等における防災関係の行政機関及び公共機関（団体）の災害対策に関する情報の共有及び施策の連携、調整を行うことにより、国民の生命・身体及び財産の保護に資することを目的とする。

## (構成)

## 第 2 条

関東防災連絡会（以下「連絡会」という。）は、関東甲信地域の防災に関わる機関（別表。以下、「会員」という。）をもって構成する。なお、会員の同意により新たに会員を追加することができる。

2 連絡会には、必要に応じ別表以外の関係者の出席を求めることができる。

## (組織)

## 第 3 条

連絡会には、会長及び副会長を置くものとし、会員の互選により選出する。なお、任期は 2 年間とし再任は妨げないものとする。

## (活動内容)

## 第 4 条

連絡会においては次の各号に掲げる事項について活動する。

- 一 各機関が保有する情報の提供、及び各機関が実施している防災対策に関する意見交換
- 二 災害の未然防止、被害拡大防止及び復旧に向けた連携方策
- 三 各機関で実施している訓練への相互参加
- 四 その他、上記一号から三号までに関連する事項

## (幹事会)

## 第 5 条

連絡会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。なお、幹事会は、各機関が指名する者を持って構成する。

## (事務局)

## 第 6 条

連絡会の事務は、関東地方整備局防災室及び関東運輸局総務部において処理する。

## 附則

## (施行期日)

## 第 1 条

この運営要領は、平成 23 年 10 月 27 日から運用する。

この運営要領は、平成 24 年 8 月 3 日から改定運用する。

この運営要領は、平成 25 年 8 月 22 日から改定運用する。

この運営要領は、平成 26 年 8 月 5 日から改定運用する。

この運営要領は、令和 2 年 2 月 19 日から改定運用する。

この運営要領は、令和 3 年 2 月 22 日から改定運用する。

別表

警察庁 関東管区警察局	茨城県
総務省 関東総合通信局	栃木県
財務省 関東財務局	群馬県
農林水産省 関東農政局	埼玉県
経済産業省 関東経済産業局	千葉県
経済産業省 関東東北産業保安監督部	東京都
国土交通省 関東地方整備局	神奈川県
国土交通省 関東運輸局	山梨県
国土交通省 東京航空局	長野県
国土地理院 関東地方測量部	さいたま市
気象庁 東京管区気象台	千葉市
海上保安庁 第三管区海上保安本部	横浜市
環境省 関東地方環境事務所	川崎市
陸上自衛隊 東部方面総監部	相模原市
防衛省 北関東防衛局	
独立行政法人水資源機構	
独立行政法人都市再生機構	
国立研究開発法人防災科学技術研究所	
東日本高速道路株式会社 関東支社	
中日本高速道路株式会社 東京支社	
中日本高速道路株式会社 八王子支社	
首都高速道路株式会社	
成田国際空港株式会社	
東日本旅客鉄道株式会社	
東海旅客鉄道株式会社	
日本貨物鉄道株式会社	
一般社団法人日本民営鉄道協会	
関東地区バス保安対策協議会	
関東地区ハイヤー・タクシー協議会	
一般社団法人全国個人タクシー協会 関東支部	
関東トラック協会	
関東旅客船協会	
関東倉庫協会連合会	
東京電力ホールディングス株式会社	
一般社団法人日本ガス協会 関東中央部会	
一般社団法人日本コミュニティーガス協会 関東支部	
関東液化石油ガス協議会	
全国石油商業組合連合会 関東支部	
東日本電信電話株式会社	
株式会社NTTドコモ	
KDDI株式会社	
ソフトバンク株式会社	
一般社団法人日本建設業連合会 関東支部	
関東沿海海運組合	